平成二十三年東北地方太平洋沖地震についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第百二十三号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）第二条第五項第三号及び第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令（平成二十三年政令第百一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「青森県」を「北海道、青森県」に改める。

第六条中「百七十五億円」を「千百七十五億円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　鹿野　道彦
内閣総理大臣　菅　**直**人

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第百二十四号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項、第八条、第十六条第一項及び第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

題名中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を「東日本大震災」に改める。

第一条の表中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を「東日本大震災」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考　上欄の東日本大震災とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

第三条中「青森県」を「北海道、青森県」に改める。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（法第十六条第一項の政令で定める施設等の特例）

第六条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項の特定被災地方公共団体については、令第三十三条並びに第四十三条第一項第二号及び第三号の特定地方公共団体とみなして、これらの規定を適用する。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　**直**人
総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　高木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第百二十五号

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「一兆九千二百五十億円」を「八千七百十億円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の地震保険に関する法律施行令第三条の規定は、この政令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第三条第一項に規定する再保険契約について適用し、同日前に締結した同項に規定する再保険契約については、なお従前の例による。

財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣　菅　**直**人

雇用保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣　菅　**直**人